

2 福薬発第 7 1 5 号
令和 2 年 1 2 月 1 6 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
副会長 宮崎 寿
常務理事 竹野 将行

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて
(その 3 1)

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして令和 2 年 9 月 3 日付 2 福薬発第 4 7 2 号にてお知らせしたところです。今般、追加の取扱いが示された旨、日本薬剤師会より連絡がありましたのでお知らせいたします。

保険薬局において 6 歳未満の乳幼児に係る調剤に際し、小児の外来診療等において特に必要な感染予防策を講じた上で必要な薬学的管理及び指導を行い「薬剤服用歴管理指導料」又は「かかりつけ薬剤師指導料」を算定する場合、現行の要件を満たせば算定できる加算に加えて、薬剤服用歴管理指導料等に規定する「乳幼児服薬指導加算」に相当する点数（12 点）をさらに算定できることとされました。本取扱いは、令和 2 年 1 2 月 1 5 日から令和 3 年 2 月調剤分までの措置とされております。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。